

令和7年度

秩父市住まいの防犯用具

購入費補助金



秩父市では、住宅侵入盗及び自動車盗の犯罪を未然に防止し、安全・安心なまちづくりを推進するため、住宅・自動車の防犯用具の購入費及び設置工事費の一部を補助します。

補助金額：1万円まで（千円未満切捨て）

申請期間：5月12日（月）～

予算上限に達するまで（先着順）

対象者

以下の要件を全て満たす方

- ① 秩父市内に住民登録している世帯主
- ② 住宅・自動車の所有者でない場合は、所有者の同意を得ていること
- ③ 令和7年4月1日以降に防犯用具を購入していること
- ④ 市税の滞納がないこと

補助対象となるもの

- ① カメラ付きインターホン
- ② 補助錠
- ③ サムターンカバー
- ④ センサーライト
- ⑤ センサーアラーム
- ⑥ 防犯フィルム
- ⑦ 自動車用タイヤロック
- ⑧ 自動車用ハンドルロック
- ⑨ 自動車用ペダルロック
- ⑩ 自動車用防犯アラーム

※同一品目の複数購入、複数品目の購入も可能です。

補助金額

防犯用具の購入費・設置工事費に相当する額
（上限1万円・千円未満切捨て）

※販売業者・施工業者は秩父市内業者に限ります。

ご注意

申請には、申請書類一式の提出が必要です。

詳細は、市報4月号又は市ホームページをご覧ください。

市ホームページはこちら→

<https://city.chichibu.lg.jp/4747.html>



補助金に関する相談 危機管理課 ☎0494-22-2206

申請について

- ・戸建て、集合住宅ともに申請可能です。
※法人や商店などの事務所、店舗としてのみ使用している場合は対象外です。
- ・申請は1回のみです。過去にこの補助金の交付を受けている世帯は対象外です。
- ・暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する方は対象外です。
- ・購入前に、補助対象の防犯用具に当てはまるか必ずご確認ください。

申請書類

【全ての方】

- ①申請書兼請求書（様式第1号）：危機管理課窓口で配布、又は市ホームページよりダウンロードしたもの
- ②領収書又は写し：防犯用具の内容、申請者氏名、施工日又は購入日、領収金額、領収年月日、販売店等の名称、所在地が記載されたもの
- ③購入した防犯用具の確認書類：取扱説明書やカタログ等、購入したものが補助対象の防犯用具であると確認できるもの
- ④防犯用具取り付け後の写真：防犯用具を購入し、取り付け後の写真
- ⑤本人確認書類書類の写し：申請者の運転免許証、マイナンバーカード等
- ⑥振込先口座の確認書類：通帳、キャッシュカード、WEB通帳等の写し
- ⑦誓約書（様式第2号）：危機管理課窓口で配布、又は市ホームページよりダウンロードしたもの

【住宅・自動車の所有者でない場合】

- ⑧同意書：危機管理課窓口で配布、又は市ホームページよりダウンロードしたもの

申請先

秩父市役所 本庁舎3階 危機管理課
【申請期間】5月12日（月）～予算上限に達するまで
【受付時間】平日9時～17時



補助対象の防犯用具一覧

品目	定義
カメラ付きインターホン	訪問者の姿を映像で確認できる機能の付いたインターホン
補助錠	主錠の他に、防犯性を高める目的で、玄関、窓などに補助的に取り付ける錠
サムターンカバー	扉の内側の施錠部分を覆うカバー
センサーライト	主に赤外線や熱、光、振動、磁力等を感じ、自動的に一定の時間ライトで照らす照明器具
センサーアラーム	主に赤外線や熱、光、振動、磁力等を感じ、自動で警告音が鳴る装置
防犯フィルム	犯罪の防止を目的として、窓ガラスに取り付けるフィルム
自動車用タイヤロック	タイヤにリング状の器具を取り付けることで固定する装置
自動車用ハンドルロック	ハンドルに取り付け、物理的に回せないよう固定する装置
自動車用ペダルロック	ブレーキペダルに装着し、物理的に操作を不可能にする装置
自動車用防犯アラーム	ガラスの破壊やこじ開けなどの衝撃を感じた場合に警告音が鳴る装置